

改定後	改定前
<p>しんきんパーチェシングカード特約</p> <p>第1条（法人会員）</p> <p>株式会社しんきんカード（以下「当社」という）に対し、本特約およびしんきんカード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（以下「法人会員規約」という）を承認のうえ入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とし、<u>パーチェシングカードを発行します。この場合、本特約が適用され、本特約は法人会員規約と一体をなすものとし、本特約と法人会員規約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとします。</u></p>	<p>しんきんパーチェシングカード特約</p> <p>第1条（法人会員）</p> <p>株式会社しんきんカード（以下「当社」という）に対し、本特約およびしんきんカード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（以下「法人会員規約」という）を承認のうえ入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）と<u>します。</u></p>
<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>（略）</p> <p>4. カードおよびカード情報の使用、管理に際して、会員もしくは使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、会員および使用者は、<u>連帯して本特約および法人会員規約に基づきそのカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。会員および使用者は、当社から会員および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとすることに同意します。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>（略）</p> <p>4. カードおよびカード情報の使用、管理に際して、会員もしくは使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、会員および使用者は、<u>連帯して本規約に基づきそのカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。</u></p> <p>（略）</p>

<p>第5条（特約の変更）</p> <p>本特約の変更については<u>法人会員規約の変更に関する規定を適用します。</u></p>	<p>第5条（特約の変更、承認）</p> <p>本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にカードを利用したときは、<u>変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>第6条（本特約の優越）</p> <p>本特約の内容と法人会員規約の内容が相違する場合、<u>本特約が優先して適用されるものとします。</u></p>